

経済社会における 公認会計士の役割

同志社大学
平成30年10月19日

公認会計士・監査審査会
常勤委員
松井 隆幸

構成

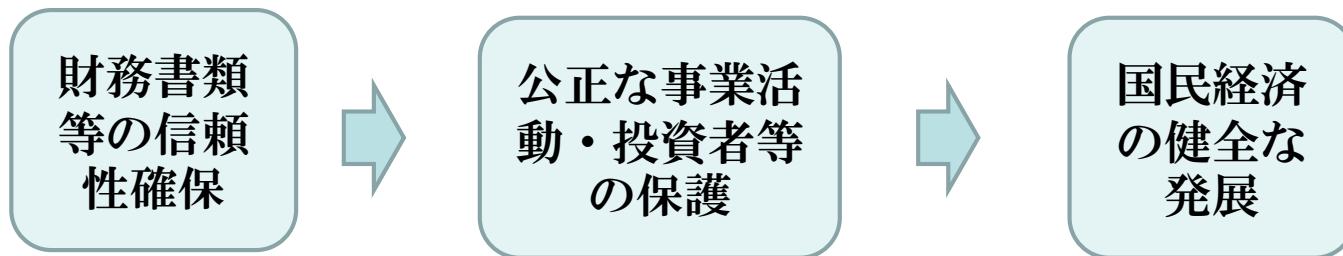
はじめに～「公認会計士」を知っていますか？

- I. 経済社会の基盤～財務情報
 - II. 財務情報の信頼性確保における公認会計士の役割
 - III. 公認会計士に係わる制度
 - IV. 拡大する公認会計士の活躍領域
- おわりに

はじめに～「公認会計士」を知っていますか？

- 公認会計士の使命（公認会計士法第1条）

「公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。」



はじめに～「公認会計士」を知っていますか？

- 使命を達成するため、公認会計士は「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をする」（公認会計士法第2条1項）ことを業務としています。
- 加えて、公認会計士の名称を用いて「他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の調整をし、財務に関する調査若しくは立案をし、又は財務に関する相談に応ずる」（公認会計士法第2条2項）業務をすることもできます。

はじめに～「公認会計士」を知っていますか？

- 公認会計士は、会計および監査の専門家です。
- 会計・監査の専門家であることを、公的な資格により認められています。
- 監査により、財務書類等の情報の信頼性を確保することを職務としています。
- それを通し、経済社会の健全な発展に寄与します。
 - － 信頼できる財務情報は、経済活動を行うために不可欠です。会計・監査の専門家は、多様な領域で必要とされます。

I 経済社会の基盤～財務情報

1. 経済活動の単位～株式会社
2. 財務情報の必要性
3. 財務情報開示制度



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

I -1 経済活動の単位～株式会社

- 今日の社会における生産経済活動は、「企業」によって行われています。
- その中でも、「株式会社」は、中心的役割を担っています。
- 大規模な企業が株式会社形態をとるのは、大量に資金を調達するために適した形態だからです。
- 株式会社とは、株式発行により資金を調達する会社、または社員の地位が株式という割合的単位の形をとる会社のことです。

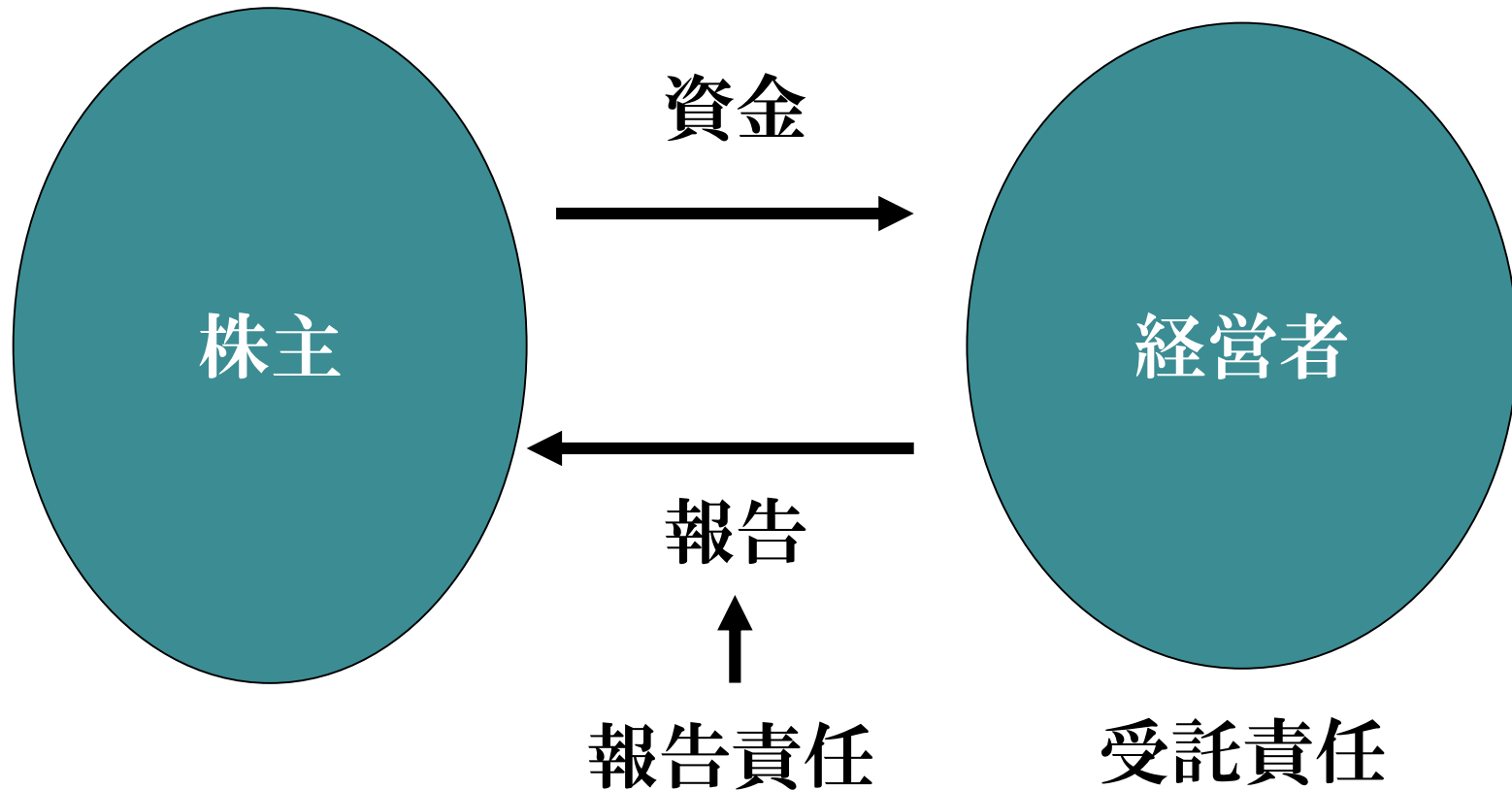
I -1 経済活動の単位～株式会社

- 株式会社は、次の特徴を持っています。
 - ① 出資者の有限責任
 - ② 持株の自由譲渡性
 - ③ 法人格
- このような特徴により、多くの人たちが、ある一つの株式会社に投資することが容易になりました。

I -2 財務情報の必要性

- 大規模化した株式会社では、資本と経営が分離する傾向が生じます。
 - － 分離する理由として、①資本所有の面（株式の分散所有の結果、株主の支配権力が低下する傾向）と②資本機能の面（専門的経営者に管理を委ねる傾向）をあげることができます。
- 所有者である株主は、経営者が誠実に行動し、成果を挙げているかどうかを判断するため、財務情報を必要とします。
- 専門的経営者もまた、株式会社を管理するため、財務情報を必要とします。

I -2 財務情報の必要性



I -2 財務情報の必要性

- 株式会社（経営者）が株式会社の特徴を生かして多くの人たちから大量の資金を調達するには、株式を発行して多くの人たちに売却できる「場」が必要になります。
- また、株式を購入した人たち（株主）が必要に応じて株式を売却できる「場」も必要になります。
- こうした「場」が**資本市場**です。

I -2 財務情報の必要性

- 資本市場で株式を売買しようとする人たち（投資者；株式を購入すれば、株主になります）は、当該株式会社に関する財務情報等に基づいて、売買に関する意思決定を行います。
- したがって、資本市場が有効に機能するには、投資者に有用な**財務情報**等が提供されるようにする必要があります。
- そのため、株式等の有価証券を取引する資本市場を司る法律である「金融商品取引法」は、企業内容開示制度を定め、財務情報の開示を求めています。

I -3 財務情報開示制度

- 金融商品取引法の目的
 - この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。（第1条）

I -3 財務情報開示制度

● 金融商品取引法の目的

目的

国民経済の健全な発展 ← 投資者の保護

具体的
目的

公正な有価証券の発行・金融商品等の取引
有価証券の流通の円滑化
金融商品等の公正な価格形成

手段

資本市場の整備

このうちのひとつとして、企業内容開示制度

I -3 財務情報開示制度

発行市場

- 有価証券届出書
- 目論見書

流通市場

- 有価証券報告書
- 内部統制報告書
- 四半期報告書
- 臨時報告書

任意規制

- 決算短信

I -3 財務情報開示制度

- 有価証券届出書は、金融商品取引法に基づき一定の条件（1億円以上かつ50名以上の募集又は売出し）に基づいて有価証券を発行しようとする会社に提出が義務付けられている書類です。投資者には、目論見書が開示されます。
- 有価証券報告書は、届出書の提出会社や上場会社等が、毎事業年度経過後3ヶ月以内に提出するように義務付けられている書類です。内部統制報告書もあわせて提出します。
- 四半期報告書は、上場会社等が、四半期経過後45日以内に提出するように義務付けられている書類です。
- 有価証券届出書や有価証券報告書には財務諸表等、四半期報告書には四半期財務諸表等の財務情報が記載されます。

I -3 財務情報開示制度

- 有価証券報告書等の開示書類は、EDINET（Electronic Disclosure for Investor's Network）で入手できます。
 - － EDINETには、金融庁のホームページからアクセスできます。
 - － 会社法でも、株主総会の招集通知に際して、株主に計算書類（財務諸表）等や事業報告を送付するように求めています。また、計算書類を公告するようにも求めています。
- 投資者に有用な財務情報が提供されることにより、資本市場は活発化して有望な株式会社の資金調達は可能になり、経済は発展するのです。

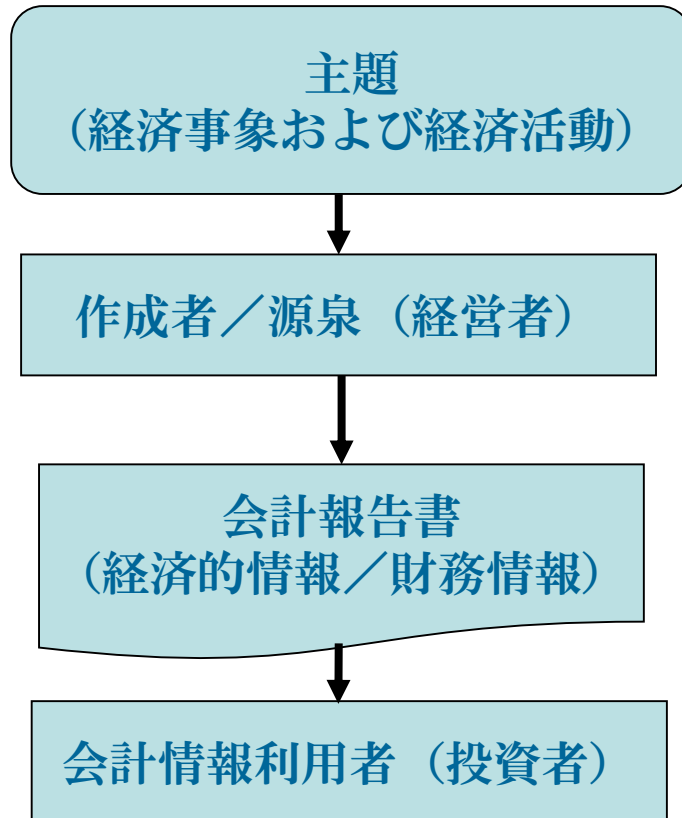
Ⅱ 財務情報の信頼性確保における公認会計士の役割

1. 情報の信頼性確保の必要性
2. 情報の信頼性を確保する制度
3. 公認会計士の必要条件



金融庁『基礎から学べる金融ガイド』平成28年、金融庁、21頁。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性



投資者（株主等）は、次の2つの判断をする必要があります。

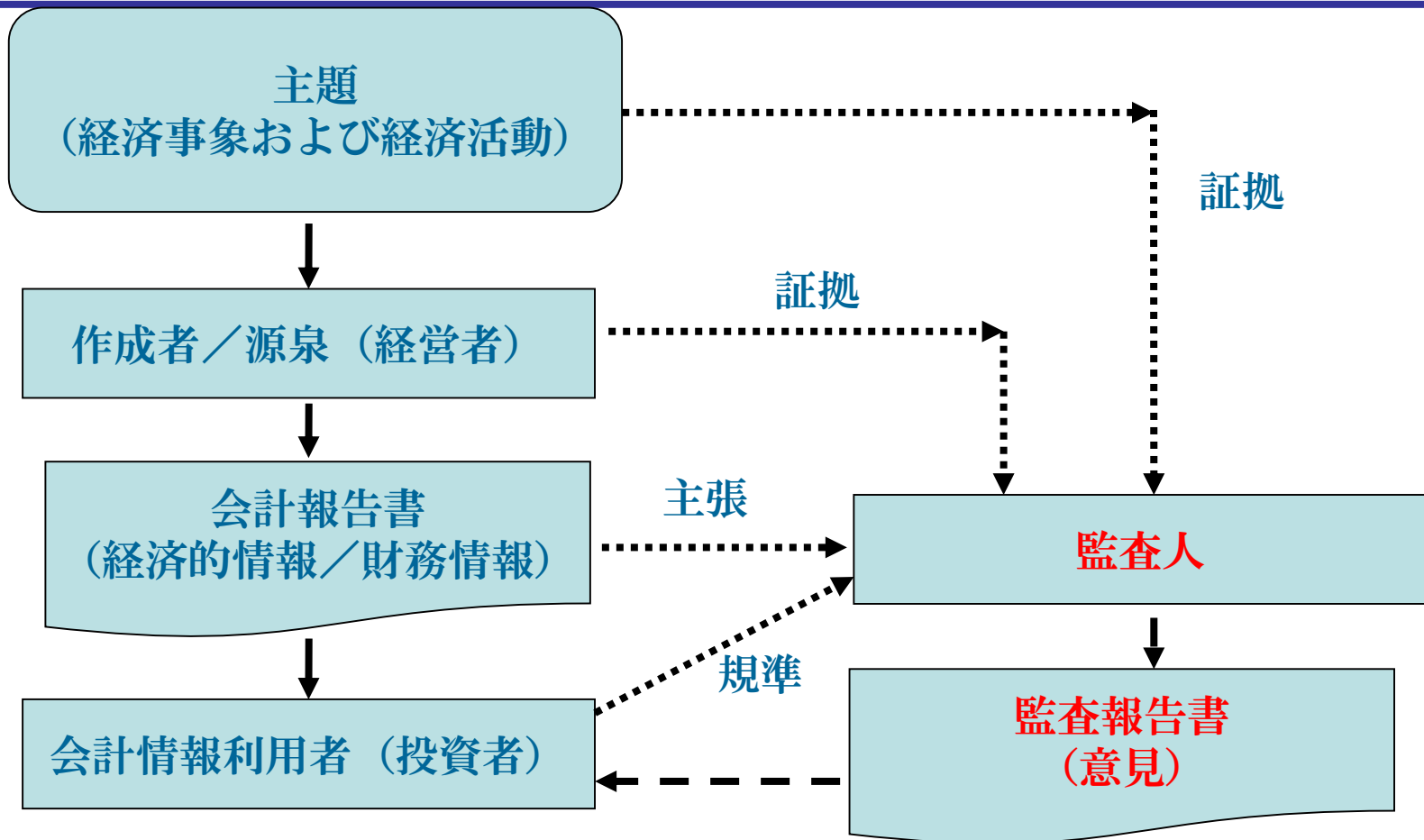
- ① 情報内容の解釈
- ② 情報の質（信頼性）の評価

鳥羽至英（訳）『基礎的監査概念』国元書房、昭和57年、18頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性

- 財務情報は、経済活動を行う株式会社の経営者が作成します。
- 情報の利用者である投資者は、当該株式会社について、経営者のような詳細な情報は持っていません。また、会計などについての知識も、十分に持っていないことが多いといえます。
- こうした中で、経営者には、不都合な情報は隠したい、あるいは状況を実際よりも良く見せたいという誘惑が生じることもあります。
- 投資者は、情報の質（信頼性）を判断することができるとはでしょうか？

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性



鳥羽至英 (訳) 『基礎的監査概念』 国元書房、昭和57年、22頁。用語を一部追加。

Ⅱ-1 情報の信頼性確保の必要性

- 情報が信頼できなければ、株式を購入する、すなわち投資をしようという人は、少なくなるでしょう。
- 一方、投資者自身で情報の信頼性を確かめることは困難です。
- しかし、投資を促進して、会社の資金調達を容易にしなければ、経済は発展しません。そのため、情報の信頼性を確保することは必要不可欠です。
- この問題を解決するには、経営者と投資者の間に立つ人（監査人）が情報の信頼性を確かめ、結果を投資者に伝えるようにすればよいのです。

Ⅱ-2 情報の信頼性を確保する制度

- 金融商品取引法では、有価証券届出書や有価証券報告書、四半期報告書に記載される財務諸表や四半期財務諸表に対して、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第1項）
 - － 四半期財務諸表に対する監査証明は、四半期レビューとよばれています。
- 加えて、財務情報の作成プロセスの管理状況について報告する内部統制報告書に対しても、公認会計士または監査法人の監査証明を受けるように求めています。（第193条の2第2項）

Ⅱ-2 情報の信頼性を確保する制度

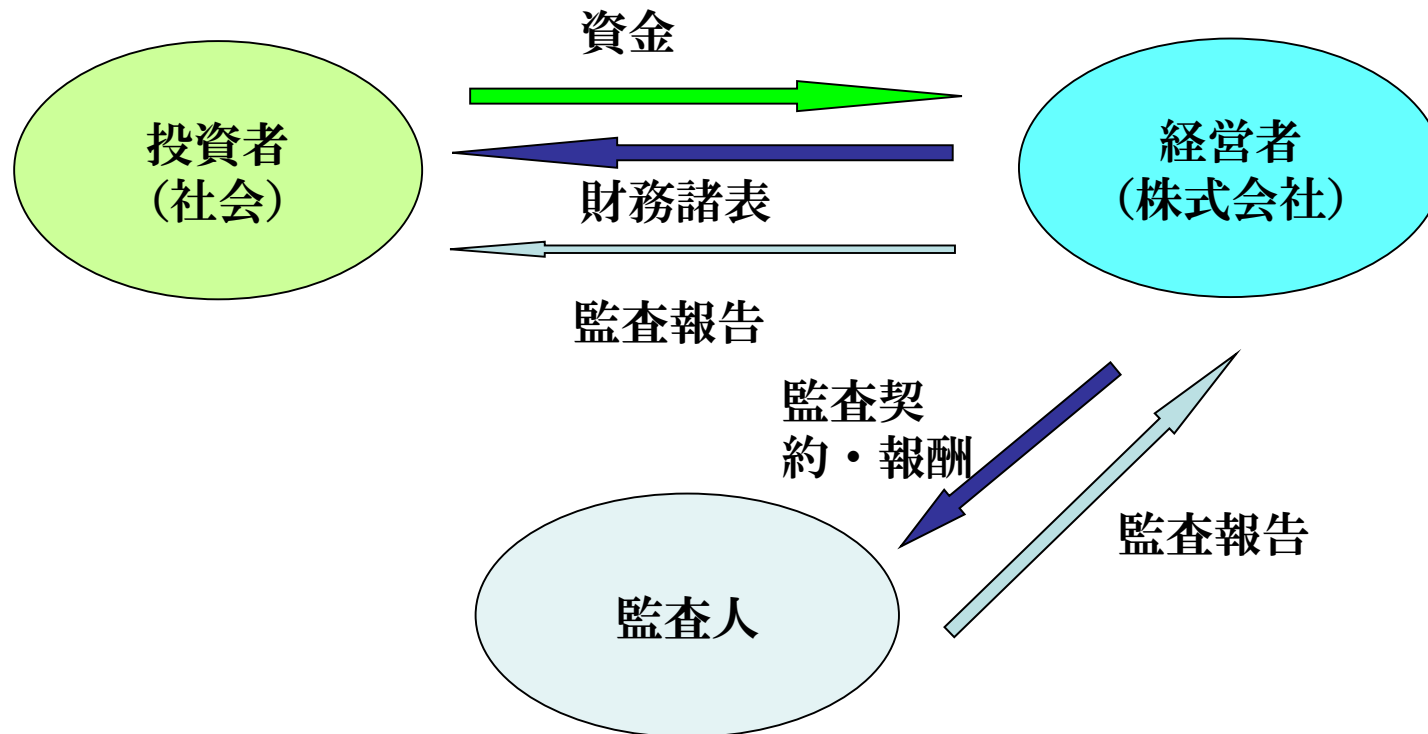
- 会社法も、会社法上の大会社や監査等委員会設置会社・指名委員会等設置会社は、計算書類について、公認会計士または監査法人である会計監査人の監査を受けるように求めています。
- 公認会計士は、資本市場の活性化、ひいては国民経済の発展に不可欠な、財務情報の信頼性を確保するため、中心的な役割を担っています。
- 公認会計士は、経済社会における基盤として、**公共の利益**に貢献しているのです。

Ⅱ-3 公認会計士の必要条件

- 財務諸表の監査を実施する監査人は、会計や監査および関連する諸領域に関する相当の**専門的知識**と**実務経験**を備える必要があります。
- だからこそ、金融商品取引法等では、公認会計士のみに、監査業務の実施を認めているのです。
- 会計や監査を取り巻く環境は、資本市場の変化、株式会社等の大規模化や複雑化、技術の進歩等により大きく変化しています。
- 公認会計士は、これらの変化に対応して、専門的知識をアップデートして能力を維持・研鑽し、実務経験を積む必要があります。

Ⅱ-3 公認会計士の必要条件

財務諸表の監査の構図



Ⅱ-3 公認会計士の必要条件

- 財務諸表の監査は、投資者に信頼しうる財務情報を提供するために行われるのですが、監査報酬は経営者側から支払われる関係にあります。
- 公認会計士は、この構図の中で監査を実施しますから、**公共の利益**の観点から、常に公正な判断を下すことができるように、高度の**倫理観**を備え、**精神的に独立**であることが必要です。
- さらに、精神的に独立であることに影響を及ぼすような利害関係を持たず、また持っているかのような疑いを招かないことも重要です（**外観的独立性**）。

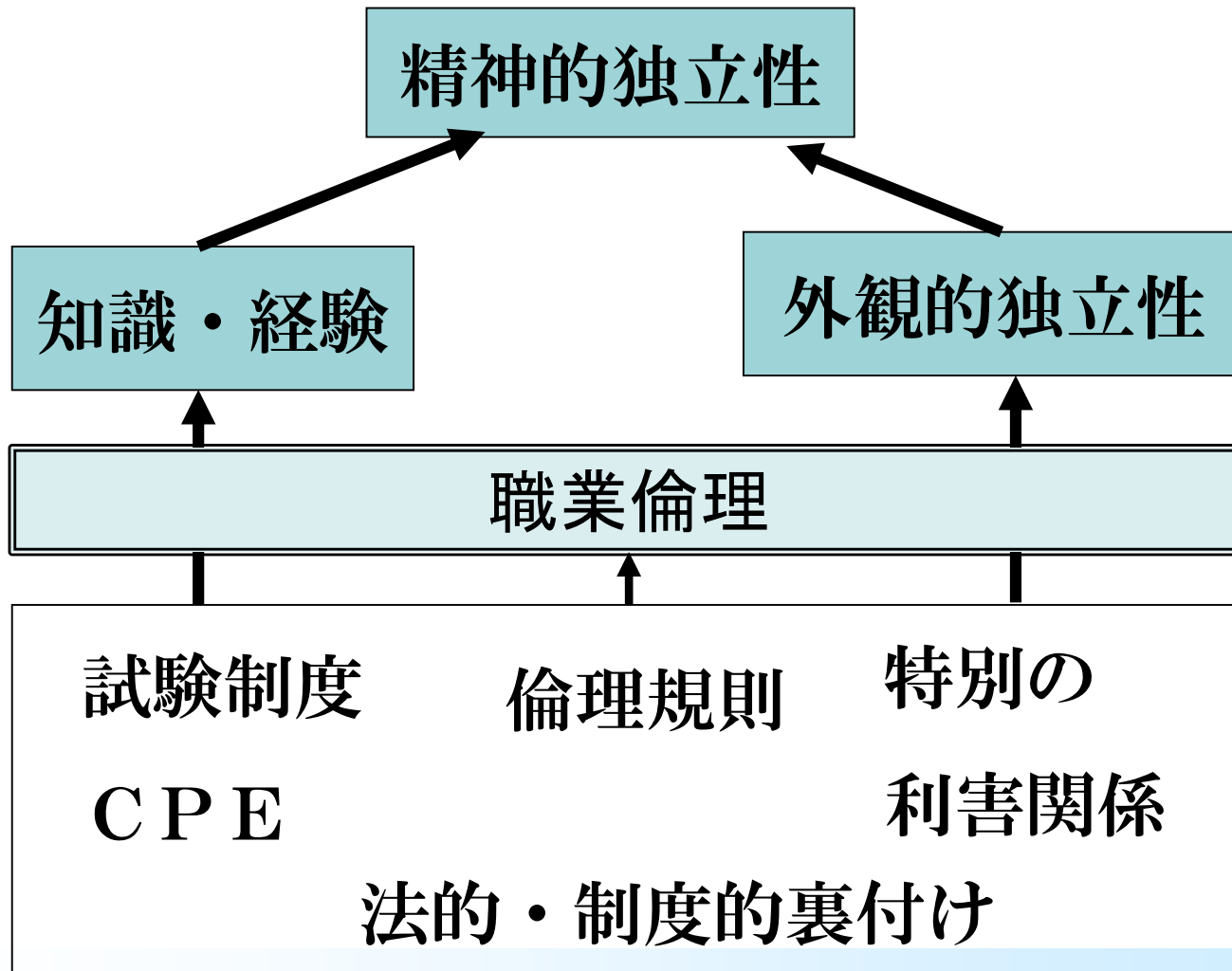
Ⅲ 公認会計士に係わる制度

1. 適格性と独立性の保持
2. 公認会計士試験制度
3. 監査法人制度
4. 監査品質を確保する制度



日本公認会計士協会『CPA
2016年版』23頁

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持



Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- Ⅱ-3で述べた必要条件を備えた人が公認会計士となるように、さまざまな制度があります。
- 公認会計士の職責（公認会計士法第1条の2）
「公認会計士は、常に品位を保持し、その知識及び技能の習得に努め、独立した立場において公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」
- 公認会計士は、専門家として業務を行う前提として、品位を保持したうえで、公正・誠実であることが求められます。（**職業倫理**）
- 日本公認会計士協会は、会員が遵守すべき倫理の規範として、**倫理規則**を定めています。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

- Ⅲ-2で述べる公認会計士試験は、「公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうか」を判定することを目的としています。相当の知識を有する者だけが公認会計士となることを保証する制度です。
- 継続的専門研修（Continuing Professional Education）制度は、公認会計士としての資質の維持・向上、および公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、日本公認会計士協会会員に対して義務付けられている研修制度です。

Ⅲ-1 適格性と独立性の保持

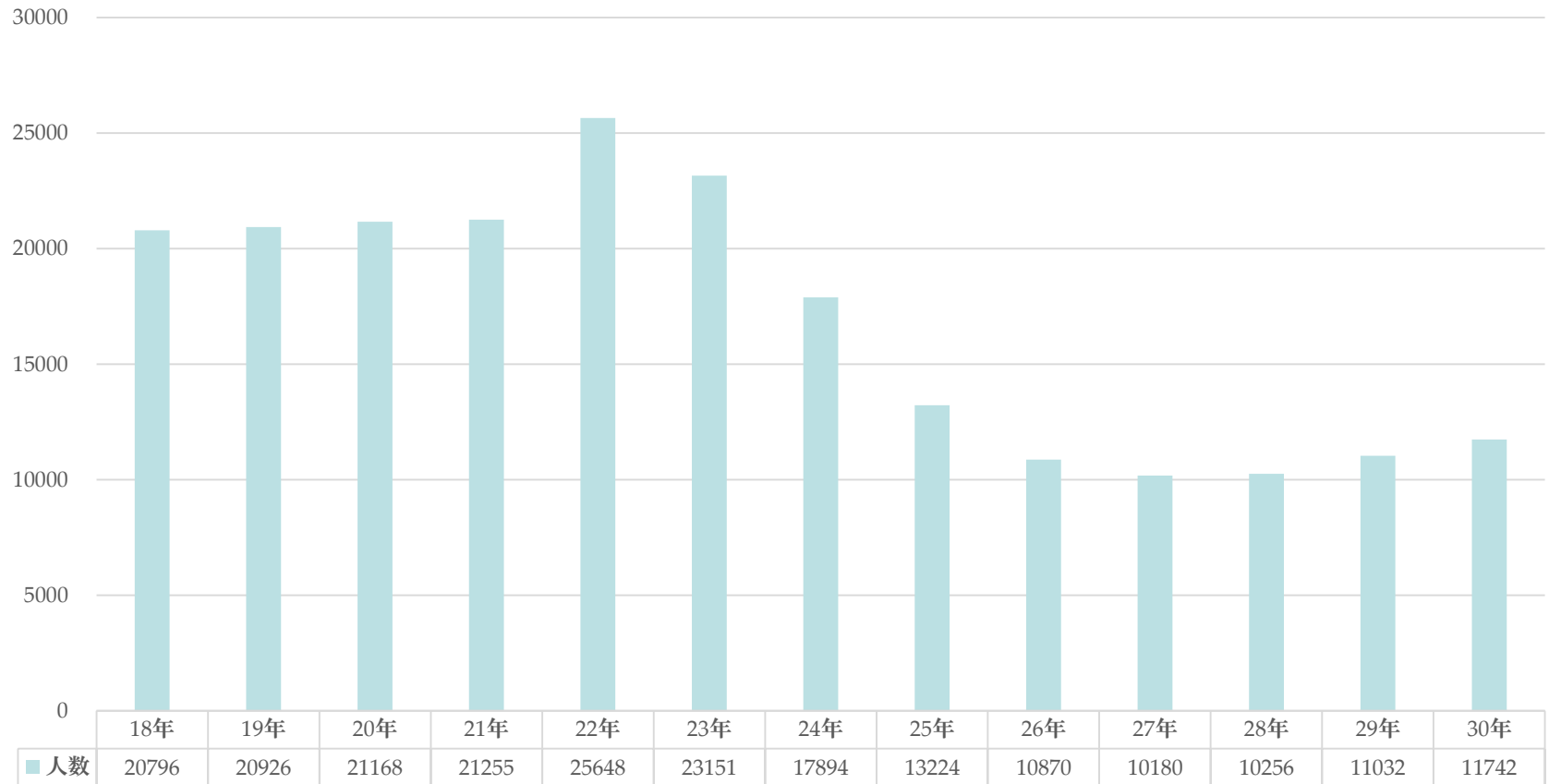
- 金融商品取引法では、監査対象である会社と「**特別の利害関係のない**公認会計士又は監査法人」が監査をするように求めています。
- 公認会計士法等では、特別の利害関係に相当する身分的・経済的関係を規定しています。
 - － 会社法でも、公認会計士法の規定により計算書類について監査できない者は会計監査人となることができない旨の規定をおいています。
- これにより、外観的独立性を欠く者が監査人となることを防いでいます。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

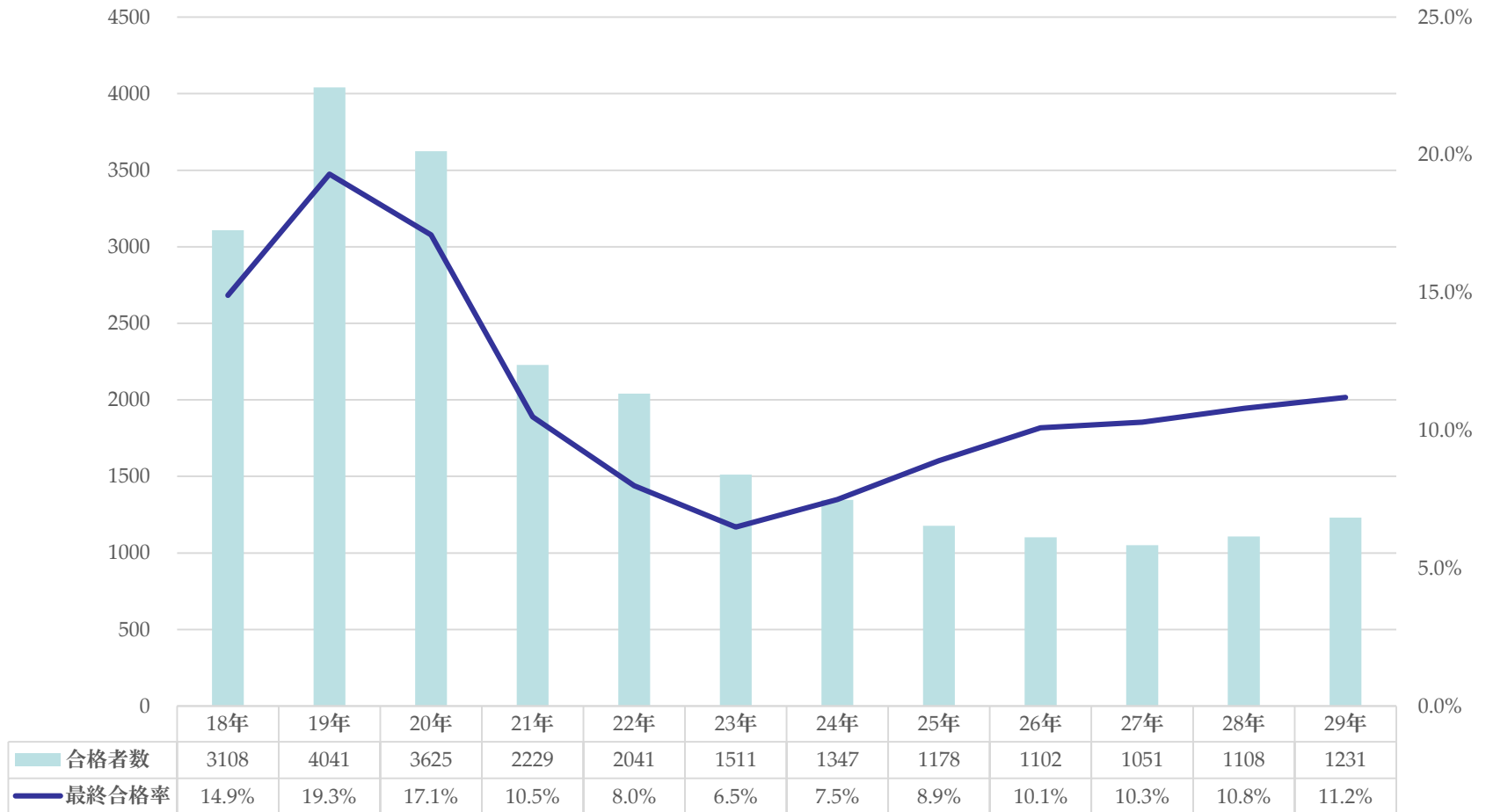
- (参考資料) 「目指せ、公認会計士！」参照。
- 公認会計士・監査審査会は、公認会計士試験の適切な実施を担う機関です。
- 会計専門職大学院を修了した者は、短答式試験のうち、「財務会計論」「管理会計論」「監査論」が免除されます。
- 公認会計士試験合格者の多くは、まず、監査法人に就職しています。

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

願書提出者数



Ⅲ-2 公認会計士試験制度



Ⅲ-2 公認会計士試験制度

● 合格基準

短答式試験

26年		27年		28年		29年		30年	
第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回
70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%	64%	70%	64%

(注) 27年の第Ⅰ回および29年の第Ⅱ回を除き、1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

論文式試験

26年	27年	28年	29年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

(注) 1科目につき満点の40%未満のもののある者は不合格

Ⅲ-2 公認会計士試験制度

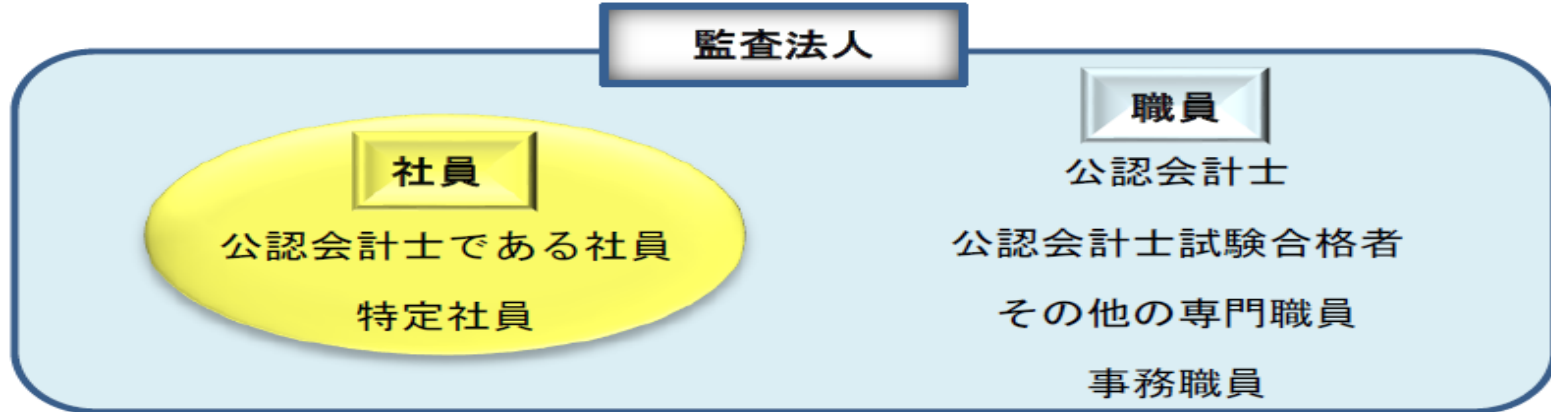
- ここ数年、試験合格者の就職状況は、いわゆる売り手市場でした。
- 試験合格者は、多くの場合、監査法人に就職します。30歳代半ばまでの合格者は、ほとんどの場合、希望すれば大手監査法人に採用されたと聞いています。
- 一部の大手監査法人でも予定人数を確保できなかったといわれており、準大手監査法人では、いかにして合格者を確保するかが重要な経営課題となっています。
- 大手監査法人や準大手監査法人では、アシスタント・スタッフ、監査トレーニー等の名称で試験合格を目指す者を雇用し、比較的定型的な監査業務に従事させながら、受験勉強を支援する制度を採用するようになってい

Ⅲ-3 監査法人制度

- 監査法人とは、財務書類に関する監査業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士が共同して、公認会計士法に基づいて設立した法人です。
 - － 監査法人は、出資社員（5名以上の公認会計士を含まなければならない）が共同して定款を定め、事務所所在地に設立登記し、内閣総理大臣への届出を行うことにより、設立されます。
 - － 監査事務所には、監査法人のほか、共同事務所や個人事務所が含まれますが、大企業の監査は、多くの場合、監査法人により行われています。
- 監査法人制度は、昭和41年、監査対象である株式会社等の大規模化・多角化にともない、監査人側も組織化するために導入されました。
- 監査法人は、平成29年3月末時点で、222法人ありますが、上場会社の監査の多くは、大手監査法人及び準大手監査法人が担っています。

Ⅲ-3 監査法人制度

図表 I-2-2 <監査法人の人員構成イメージ>



	大手監査法人	準大手監査法人	中小監査法人
社員数	100 人超	～100 人	～30 人
常勤職員数	2,500 人超	～600 人	～50 人

(注) 池田唯一=三井秀範監修 『新しい公認会計士・監査法人監査制度—公正な金融・資本市場の確保に向けて— (第一法規、平成 21 年) 55 ページの図を参考に、審査会作成。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、13頁より抜粋。

Ⅲ-3 監査法人制度

図表Ⅲ-8-4 <大手監査法人及び準大手監査法人が所属しているグローバルネットワークの一覧>

監査法人	グローバルネットワーク
有限責任あずさ監査法人	KPMG International Cooperative (KPMG)
EY 新日本有限責任監査法人	Ernst & Young Global Limited (EY)
有限責任監査法人トーマツ	Deloitte Touche Tohmatsu Limited (DTT)
PwC あらた有限責任監査法人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)
仰 星 監 査 法 人	NEXIA International Limited (NEXIA)
三 優 監 査 法 人	BDO International Limited (BDO)
太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人	Grant Thornton International Limited (GT)
東 陽 監 査 法 人	Crowe Global
P w C 京 都 監 査 法 人	PricewaterhouseCoopers International Limited (PwC)

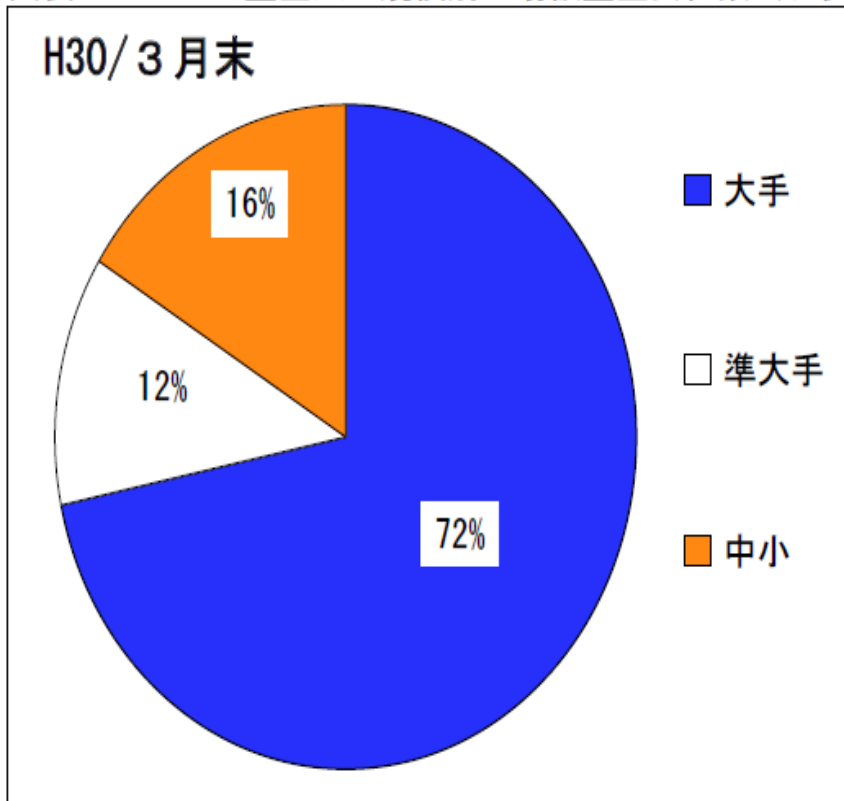
(出典) 各監査法人の公表資料 (平成30年7月2日現在)

(注) 優成監査法人は、平成30年7月2日付で太陽有限責任監査法人と合併し消滅したため、本表には含めていない。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、88頁。

Ⅲ-3 監査法人制度

— 図表 I-3-5 <監査人の規模別上場被監査会社数（右表の単位：社）>



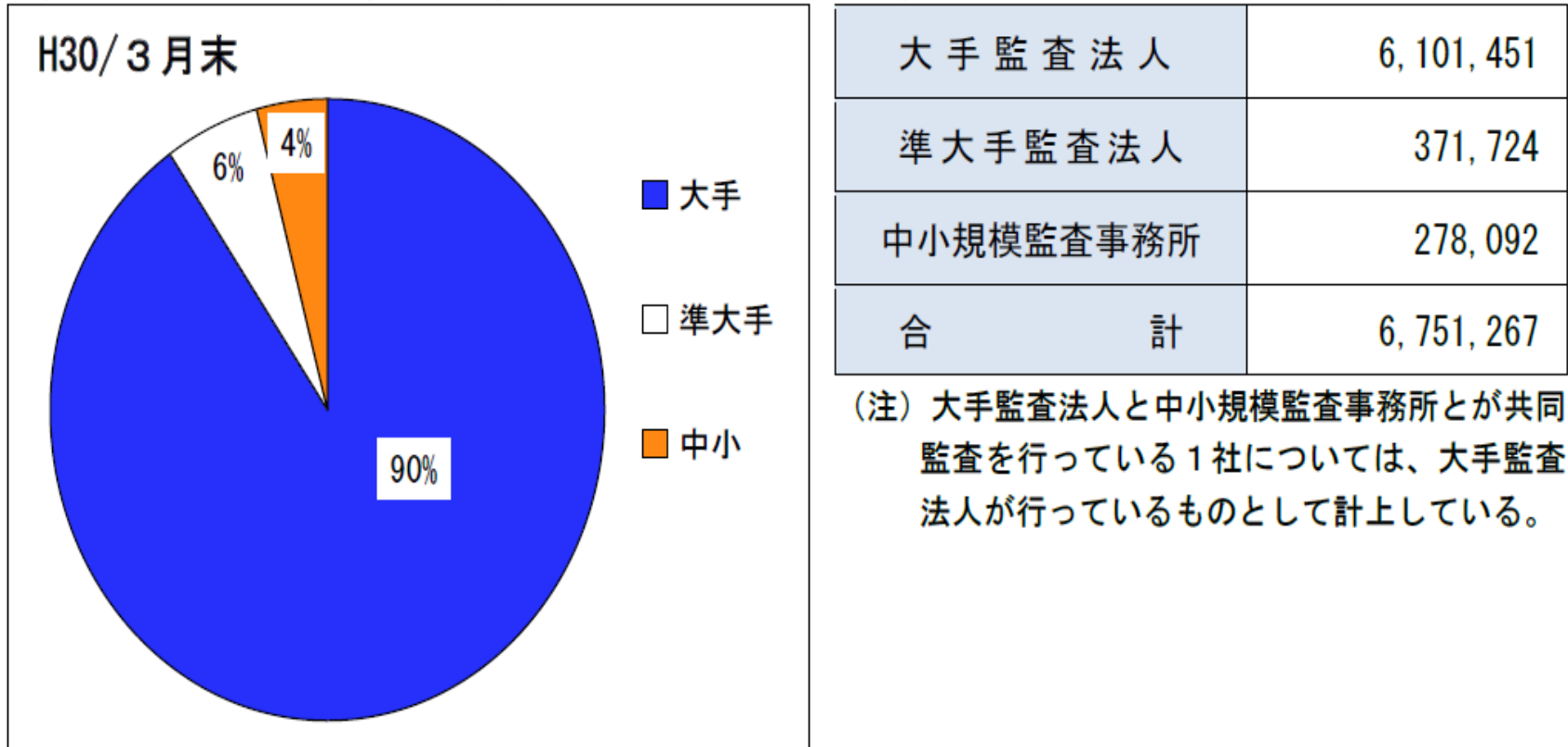
大手監査法人	2,646
準大手監査法人	449
中小規模監査事務所	595
合 計	3,690

(注) 大手監査法人と中小規模監査事務所とが共同監査を行っている1社については、大手監査法人が行っているものとして計上している。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

Ⅲ-3 監査法人制度

- 図表 I-3-6 < 監査人の規模別上場被監査会社の時価総額（右表の単位：億円） >



公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、24頁。

Ⅲ-3 監査法人制度

- グローバルに事業を展開する被監査会社を監査するには、監査人もグローバルなネットワークを持つ必要があります。大手監査法人や準大手監査法人は、国際的なネットワークに所属し、ネットワークを構成するネットワーク・ファームとなっています。
 - － 監査法人に関する公認会計士法上の規定は、部分改定はなされてきましたが、根幹は改定されていません。監査法人に係る規定は、今日の大手監査法人の実態と乖離しているという指摘がなされています。
 - － 監査法人が実効的な組織運営を実現するための指標として、平成29年3月、金融庁が設置した検討会は、「監査法人のガバナンス・コード」を公表しました。
 - － 大手監査法人や準大手監査法人は、監査法人のガバナンス・コードの遵守状況を公表するようになっています。

Ⅲ-4 監査品質を確保する制度

- 監査の品質を確保するため、公認会計士や監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準を遵守して監査を実施するように要請されています。
 - － 我が国では、企業会計審議会が「**監査基準**」を公表し、日本公認会計士協会が実務指針を公表しています。
 - － 我が国の資本市場では海外の投資家も多くの取引を行っていますから、監査基準は、国際的にも公正妥当と認められなければなりません。

Ⅲ-4 監査品質を確保する制度

- そのため、わが国の監査基準は、国際監査
・保証基準審議会による国際監査基準を取り
込んで策定されています。また、わが国も、
国際監査基準の策定に、積極的に関与してい
ます。
- 監査法人は、監査の基準を遵守して組
織的に監査を行うため、品質管理態勢を
整備・運用しています。加えて、重層的
に品質管理をチェックする制度が構築さ
れています。

Ⅲ-4 監査品質を確保する制度

監査チームレベル

個々の監査業務の品質管理

監査法人等のレベル

監査事務所の品質管理

業界レベル

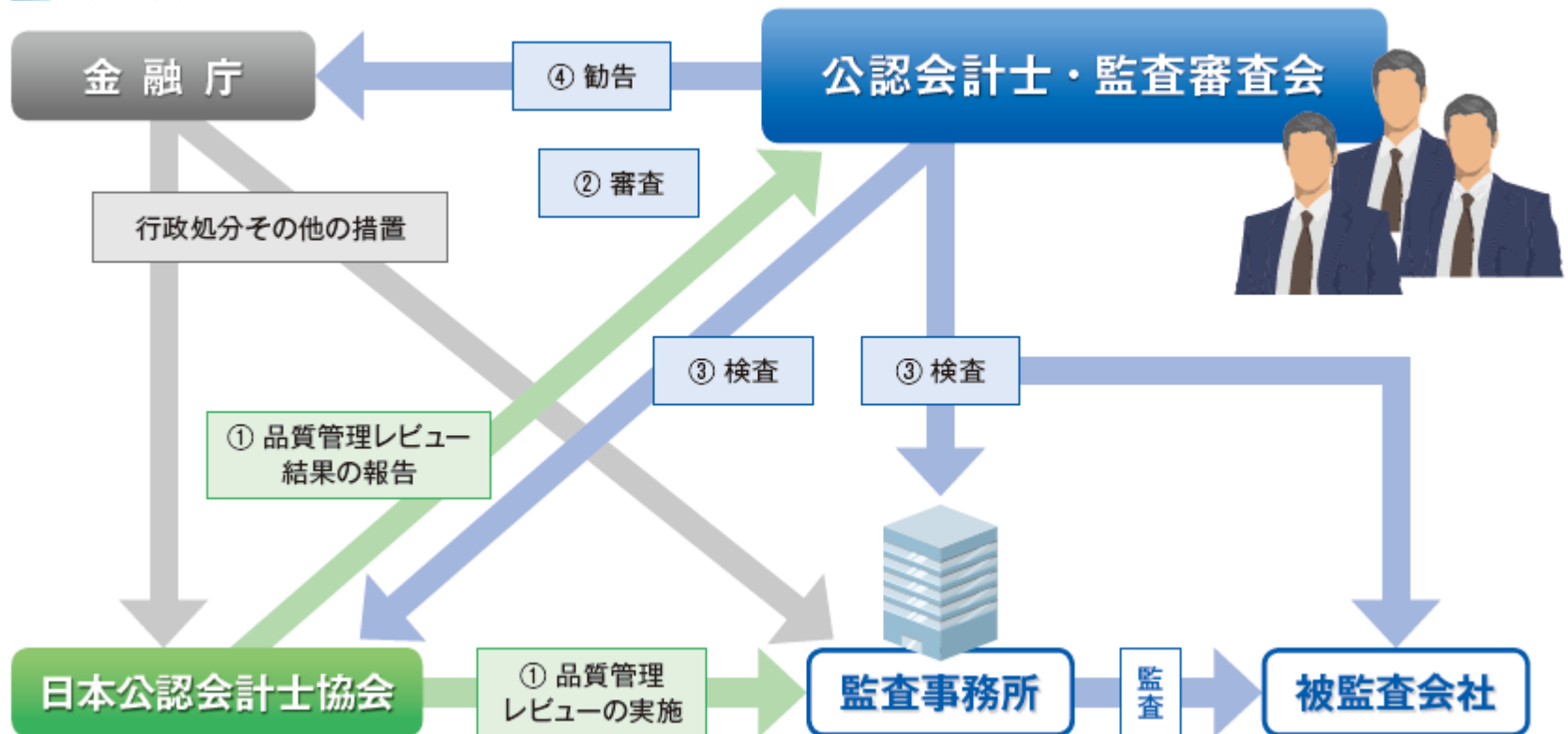
日本公認会計士協会による
品質管理レビュー

社会レベル

公認会計士・監査審査会による
審査・検査

Ⅲ-4 監査品質を確保する制度

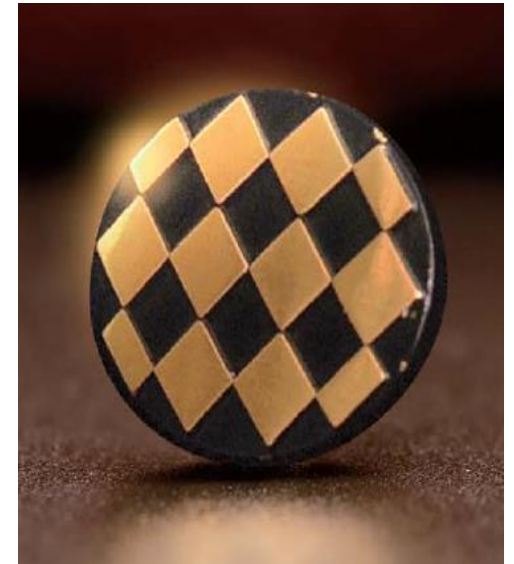
■ 審査及び検査の概要



公認会計士・監査審査会 パンフレット 5頁。

IV 拡大する公認会計士の活躍領域

1. 求められる会計人材
2. 監査法人の中で
3. 株式会社等の組織の中で
4. 独立した専門職業人として



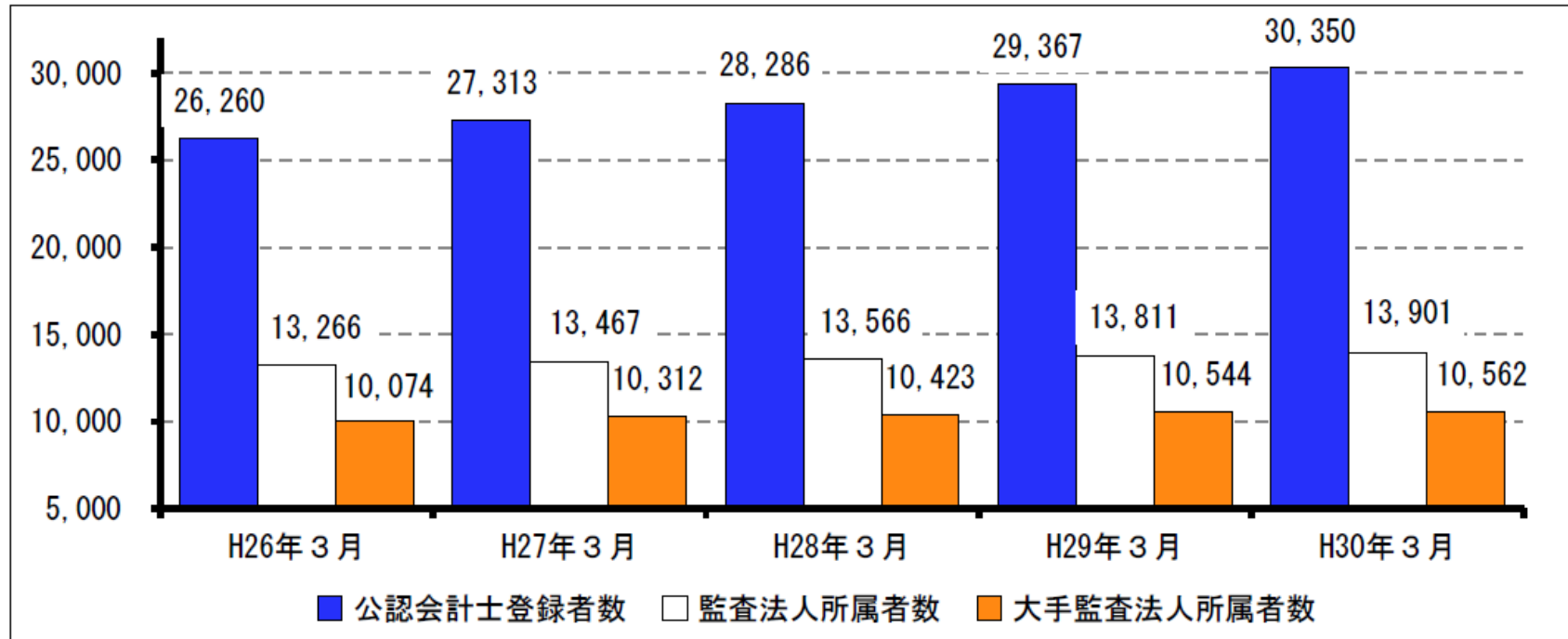
日本公認会計士協会『CPA
2016年版』1頁

IV-1 求められる会計人材

- 株式会社はもちろん、いかなる組織体においても、信頼しうる財務情報が適時に提供されなければ、経営者も投資者その他の関係者も適切な意思決定を行うことはできません。
- 財務情報の作成や監査を担う会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 経営者にとっても、会計に精通することにより、財務情報を通して組織の状況を把握できるので、会計の知識は必要です。
- 会計・監査の専門的能力や実務経験を有する公認会計士は、**最も必要とされる会計人材**です。それだけにと、社会の中で、いろいろな役割を果たすことができます。

IV-1 求められる会計人材

図表 I-1-1 <公認会計士登録者の数の推移（単位：人）>



（出典）協会、審査会（注）

（注）大手監査法人所属者数については、各監査法人から提出された業務報告書等より集計。

公認会計士・監査審査会『平成30年版 モニタリングレポート』
平成30年、10頁。

IV-2 監査法人の中で

- 監査業務

- 法定監査 = 金融商品取引法に基づく監査や会社法に基づく会計監査人監査のほか、学校法人監査、労働組合監査、医療法人監査、社会福祉法人監査など、その範囲は広がっています。
- 任意監査 = 財務諸表に監査以外に、システム監査や情報セキュリティ監査なども行っています。

- 税務業務

- アドバイザリー業務

- 大規模な監査法人では、監査法人を中核としたグループを形成し、グループの中に、税務業務を行う法人やアドバイザリー業務を行う法人を設立しています。

IV-3 株式会社等の組織の中で



IV-3 株式会社等の組織の中で

- 会計基準に精通した公認会計士は、経理や原価管理の担当者として、即戦力になります。
- 豊富な監査経験を持つ公認会計士は、監査役スタッフや内部監査担当者として適任です。
- 金融機関では、融資業務や資金管理・運用業務等において、会計・監査の知識は不可欠です。
- 官公庁でも、会計や監査（検査）の担当者として、会計や監査の専門家を必要としています。
 - 監査法人の監査を受ける際、監査法人と円滑なコミュニケーションをとることができます。
 - 組織の中で、会計や監査の知識を必要とする業務は数多くあります。営利組織だけでなく、非営利組織においても同様です。

IV-4 独立した専門職業人として

- 独立開業
 - － 公認会計士としてキャリアを積んだ後、自ら事務所を開業し、税務業務、監査業務、会計アドバイザー業務等を提供している人も数多くいます。
- 社外役員
 - － 上場会社の社外取締役や社外監査役に就任する公認会計士も多くなっています。
- 大学等の教員
 - － 大学・大学院の専任教員に就任する公認会計士も多くなっています。
 - － 他の業務の傍ら、大学・大学院の非常勤教員に就任する公認会計士もおられます。

おわりに

- 会計人材は、経済社会のさまざまな分野で必要とされています。
- 公認会計士は、会計人材の中でも、高度の専門的知識と実務経験を有する者として認められた存在です。
- 上場会社等の監査は、公認会計士にのみ認められた大変重要な社会的役割です。
- 今日、多様な組織体が公認会計士を必要とするようになっていきます。

おわりに

- 公認会計士＝監査人では**ありません**。
IVで述べたように、さまざまな領域で活躍することができます。
- 公認会計士は、会計や監査の知識や経験という強みを生かして、グローバルにもローカルにも、自身のライフスタイルにも合わせて、さまざまな形で社会に貢献することができるのです。

ご清聴ありがとうございました

充実した大学生活を
送ってください